

## かな福祉専門学校の学校関係者評価に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、かな福祉専門学校の教育水準の向上を図るために、学校関係者評価に関し必要な事項を定める。

### (評価の目的)

第2条 学校関係者と教職員との対話を通して、学校が行った自己評価等を評価するとともに、学校運営や教育活動への学校関係者の参画を促進することにより、地域や介護福祉科に密接に関連する企業・団体等と学校づくりを進めることを目的とする。

### (学校関係者評価委員会の組織)

第3条 学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）は5名程度の委員（以下「委員」という。）で組織する。

- 2 校長は、学校の特色に応じ、委員に適任である保護者、地域の住民、関連企業や施設の関係者、高校や大学等の教職員、学識経験者、本校を卒業した者、青少年育成等の有識者等から人選し、理事長に推薦する。
- 3) 理事長は、校長から推薦のあった者に委員を委嘱することが適当と認めるときは、当該推薦のあった者に対し、委嘱状を交付する

### (委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年を原則とする。  
ただし、再任することができる。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間を任期とする。

### (学校関係者評価の実施方法等)

第5条 学校関係者評価の実施方法等に関しては、次のとおりとする。

- (1) 校長は、学校関係者評価の実施に先立って、学校経営の改革方針や学校が行った自己評価の資料の提示をはじめとして、学校運営や教育活動の状況について委員会に説明する。なお、委員会から求められた資料については、提示することが適当でないものを除き、積極的に提示するものとする。
- (2) 委員会は、評価を行うに先だって、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、教職員や学生等との対話等を行い、学校の状況について相互の共通理解を深めるよう留意するものとする。
- (3) 評価の実施  
委員会は、各種の資料の検証や、学校の諸活動の観察及び教職員との対話を通して、

革方針や学校が行っている自己評価の結果及びそれを踏まえた改善方法等について評価するとともに、学校関係者の学校運営や教育活動への参画を促進する。

- (4) 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 校長は、本校が行った自己評価の結果と併せて学校関係者評価結果を適切な方法で公表するものとする。
- (6) 校長は、学校が行った自己評価の結果と併せて学校関係者評価の結果を理事長に報告するものとする。

(報償費)

第6条 委員には、年額 12,000 円の報償費を支給する。

(その他)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## かんな福祉専門学校の学校関係者評価委員会の取扱要綱

### (目的)

第1条 この取扱要綱は、かんな福祉専門学校（以下「本校」という。）の学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

### (委員会の組織)

第2条 委員会は、5名程度の委員でこれを組織し、次の各号の中から校長が推薦し、理事長が委嘱する。

- (1) 本校の運営や学生の育成に係わりのある者
- (2) 本校と関係する関連企業や施設等の役員または職員

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

### (意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (会議)

第6条 委員会は、校長の要請により委員長が招集する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、本校事務部において処理する。

### 附 則

この取扱要綱は、平成27年4月1日から施行する。